

随意契約理由書

案件名	飯田橋公共職業安定所U-35における求人情報自己検索システムの移設について	要求部署名	職業安定部職業安定課
発注（契約） 内 容	飯田橋公共職業安定所U-35における求人情報自己検索システムの移設		
発注（契約） 案 件 の 要 求 理 由	<p>ハローワーク飯田橋・U-35は、ジョブカフェ併設ハローワークとして都の行うカウンセリング事業等と一体的な運営を図っているところであるが、現状におけるU-35の設置場所はフロア中心部分から離れているほか、エレベーターホールの陰となっているため、利用者から場所が分かりづらい・フロア内移動が面倒である等の意見があったところである。</p> <p>また、U-35をジョブカフェ相談ブースと隣接させることにより、若者はジョブカフェの中で、職業相談・職業紹介の様子を間近に見ることができるようになることから、最終的な目的である就職を強く意識することができるようになるため、就職意欲の喚起に資するほか、職業相談・職業紹介への移行が円滑に行われることが期待できるため、今まで以上に効率的な業務運営を行うことが可能となる。このため、U-35を利用者が多く集まるフロア中央に移転し、ジョブカフェ相談ブースに隣接させることとする。</p>		
契約金額	¥1,120,350円	契約年月日	平成20年8月1日
契約業者名 及び住所	シャープシステムプロダクト(株) 新宿区市谷八幡町8番地		
随意契約 の理由	当該業者は、都内各公共職業安定所に設置してある求人情報自己検索システムの開発業者であり、保守・管理業者でもある。このため、当該業者は、システムのソフトウェアの内容に精通し、設置されている当該システムの移設から設置・動作環境の確認及び、プログラムの一部修正等、一切の作業を行うに足る能力を有しており、障害が起きた場合にも早急に対応が可能であるため。		
根拠法令	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項		
予定価格及び 積算内訳	予定価格	-	
見積書徴取状況	1社（業者指定）		
その他 特記事項			